| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 19 | 信用保証協会等による保証付 | | | | | | |
| 20 | 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | | | | | | |
| 21 | 出資等（重要な出資を除く。） | | | | | | |
| 22 | 合計 | | | | | | |

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　イ欄からニ欄までには、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（自己資本比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b　イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c　ロ欄には、ＣＣＦ（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（ＣＣＦを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d　ハ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額を記載すること。

e　ニ欄には、ＣＣＦを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を記載すること。

f　ヘ欄には、ホ欄の額をハ欄及びニ欄の合計額で除して得た比率を記載すること。

g　内部格付手法を採用した場合にあっては、自己資本比率告示第百二十七条又は第百二十九条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h　項番１「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

i　項番２「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　項番３「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

k　項番４「国際決済銀行等向け」の項には、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、欧州安定メカニズム及び欧州金融安定ファシリティ向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

l　項番５「我が国の地方公共団体向け」の項には、我が国の地方公共団体向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

m　項番６「外国の中央政府等以外の公共部門向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門（当該国による公共部門の定義によるものとする。）向けエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）に係る額を記載すること。

n　項番７「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行を含む。）向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

o　項番８「地方公共団体金融機構向け」の項には、地方公共団体金融機構向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

p　項番９「我が国の政府関係機関向け」の項には、自己資本比率告示第三十八条第一項各号に掲げる法人向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

q　項番10「地方三公社向け」の項には、土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

r　項番11「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」の項には、金融機関（自己資本比率告示第一条第六号ロに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社並びに第一種金融商品取引業者向けのエクスポージャーに係る額を記載すること。

s　項番12「法人等向け」の項には、自己資本比率告示第四十二条第一項に規定する法人等向けエクスポージャーに係る額を記載すること。ただし、項番13に該当するものは含めないものとする。

t　項番13「中小企業等向け及び個人向け」の項には、信用リスク削減手法の効果を勘案する前において、75パーセントのリスク・ウェイトが適用される中小企業等（自己資本比率告示第四十五条第三項各号に掲げるものをいう。）向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

u　項番14「抵当権付住宅ローン」の項には、抵当権付住宅ローン（自己資本比率告示第四十六条に規定する抵当権付住宅ローンをいう。以下この面において同じ。）に係る額を記載すること。